

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成24年2月16日(2012.2.16)

【公開番号】特開2011-102236(P2011-102236A)

【公開日】平成23年5月26日(2011.5.26)

【年通号数】公開・登録公報2011-021

【出願番号】特願2010-282638(P2010-282638)

【国際特許分類】

C 01 C 3/02 (2006.01)

C 07 C 253/26 (2006.01)

C 07 C 255/08 (2006.01)

B 01 D 53/14 (2006.01)

B 01 D 53/52 (2006.01)

B 01 D 53/54 (2006.01)

C 07 B 61/00 (2006.01)

【F I】

C 01 C 3/02 Z A B E

C 07 C 253/26

C 07 C 255/08

B 01 D 53/14 C

B 01 D 53/34 1 2 0 F

C 07 B 61/00 3 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成23年12月12日(2011.12.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プロセスフレアヘッダー中の蒸気相材料中に含まれるシアン化水素の回収方法であって、ここで(i)シアン化水素は、プロピレン又はイソブチレンのアンモ酸化反応によるアクリロニトリル又はメタクリロニトリルの製造のためのプロセスにおける副産物として生成されたものであり、(ii)シアン化水素は回収及び精製システムにおいてアクリロニトリル又はメタクリロニトリルから分離され回収されており、そして(iii)未回収のシアン化水素がプロセスフレアヘッダー中の蒸気相材料中に含まれてあり、

プロセスフレアヘッダー材料からシアン化水素を液体流として回収するために、プロセスフレアヘッダー材料の少なくとも一部を、水相向流スクラビング、有機物相向流スクラビング、有機物相並流スクラビング、蒸留、抽出、浸出、吸着、吸収、選択的凝縮、及び選択的反応からなる群より選択される有機物回収プロセスに送り、

ここで該プロセスフレアヘッダー材料からのシアン化水素を含む前記液体流は、次いで回収及び精製システムへと送られ、シアン化水素が分離、回収されることを含む、方法。

プロセ

【請求項2】

請求項1に記載の方法であって、前記有機物回収プロセスは、水相向流スクラビングを含むことを特徴とする方法。

【請求項3】

プロピレンまたはイソブチレンのアンモ酸化中に得られるアクリロニトリル又はメタクリロニトリルの製造方法であって、ここで(i)該方法の副産物としてシアン化水素が製造され、(i i)該方法はシアン化水素を含む蒸気相材料をプロセスフレアヘッダーに送ることを含み、

該方法はプロセスフレアヘッダー中の蒸気相材料の一部を、向流スクラバー、蒸留カラム、抽出カラム、浸出カラム、吸着塔、吸収塔及び選択的凝縮塔からなる群より選択される接触器に搬送することを含み、ここで前記蒸気相材料を水流と接触させ、上記プロセスからの前記蒸気相材料に含まれるシアン化水素の少なくとも一部を上記水流中に吸収させることを含む、方法。

【請求項4】

請求項3に記載の方法であって、前記接触器は、向流スクラバーであることを特徴とする方法。

【請求項5】

請求項3に記載の方法であって、前記接触器は、蒸留カラムであることを特徴とする方法。